

答申第 232 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 10 月 6 日付けで諮問された急傾斜地崩壊防止工事施工同意書一部
非公開の件（諮問第 269 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 13 年 5 月 26 日付けで提出された急傾斜地崩壊防止工事施工同意書の非公開部分のうち、同意者が施工区域名の下に任意に記載した同文書に関する工事の範囲を明らかにする情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成 15 年 7 月 14 日付けで、特定の個人から実施機関に平成 13 年 5 月 26 日付けで提出された急傾斜地崩壊防止工事施工同意書（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、同意者が施工区域名の下に任意に記載した本件行政文書に関する工事の範囲を明らかにする情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が本件非公開情報を、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号に該当するとして非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈を誤っている、というものである。

本件非公開情報は、公共工事である急傾斜地崩壊防止工事の範囲を特定するために必要な情報であり、このような情報は、個人情報ではない。

また、本件非公開情報が仮に個人情報であるとしても、公共工事である急傾斜地崩壊防止工事の実施に当たり、工事範囲を特定する情報として、自治会の回覧文書にも記載されている情報であり、特に工事の着工に際しては、工事を知らせる看板に記載され、誰にでも見ることができる状況にあることから、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当するので、公開すべきである。

3 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件行政文書は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された特定の場所に係る急傾斜地崩壊防止工事施工同意書である。

この同意書は、急傾斜地崩壊防止工事依頼書とともに、工事の施工に当たり、土地所有者や借地人等に提出を依頼し、その結果、それら関係者から提出された文書であるので、法令に基づくものではなく、本件行政文書等の提出を求めることは慣行として行われている。工事箇所が私有地であること及び円滑な施工のために関係者の協力が必要であることから、本件行政文書等の提出を求めている。

（２）条例第５条第１号該当性について

本件非公開情報には、工事の範囲を明らかにするために、特定の個人名が記載されているが、当該情報は、個人が識別できる情報であり、条例第５条第１号に該当する。

（３）条例第５条第１号ただし書該当性について

ア 条例第５条第１号ただし書ア該当性について

本件行政文書は、急傾斜地崩壊防止工事を円滑に施工するために関係者から提出されるもので、何人にも閲覧、縦覧等を認める法令又は条例の規定は存しないので、条例第５条第１号ただし書アには該当しない。

イ 条例第５条第１号ただし書イ該当性について

本件行政文書は、急傾斜地崩壊防止工事を円滑に施工するために関係者から提出されるものであり、本件非公開情報は、住民説明会等により工事に関係する限られた住民に明らかにされているものの、一般に公表されていると解することはできないことから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」情報とまではいえず、条例第５条第１号ただし書イに該当しない。

ウ 条例第５条第１号ただし書ウ又はエ該当性について

本件行政文書は、急傾斜地崩壊防止工事を円滑に施工するために関係者から提出されるものであり、公務員等の職務の遂行に関する情報では

ないので、条例第5条第1号ただし書ウに該当しない。また、人の生命、身体等への危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要な情報であるとまでは解することができないので、同号ただし書エに該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された特定の場所に係る急傾斜地崩壊防止工事の着工に際して、実施機関が土地所有者等の関係者に提出を依頼した結果、それら関係者から提出された急傾斜地崩壊防止工事施工同意書である。

(3) 本件不服申立てについて

本件不服申立ての対象は、本件行政文書の非公開とされた情報のうち、同意者が施工区域名の下に任意に記載した本件行政文書に関する工事の範囲を特定するための情報であると認められる。以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることがで

きるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報に明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件非公開情報は本件行政文書に関する工事の範囲を特定するために記載された特定の個人名であり、特定の個人が識別できる情報であることから、同号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

b 実施機関は、指定区域又は工事範囲を特定するため、本件非公開情報と同種の情報が住民説明会における配布資料や関係者への情報提供などに用いられているものの、その公表は工事に関係する限られた住民に向けられていたものであり、一般に公表されているものと解することはできないと説明している。

c しかし、当審査会が調査したところ、本件非公開情報と同種の情報が記載された文書は、本件行政文書の対象となった特定の急傾斜地崩壊防止工事に関する住民説明会において配布されているにとどまらず、他の住民をも含む特定の自治会全体において回覧されており、また工事の着工に際しては、工事を知らせる看板に本件非公開情報が記載されていることから、不特定多数の者が知り得る状態に置かれていたことが認められる。

したがって、本件非公開情報は、一般に公にされているものと解され、慣行として公にされている情報であると認められるので、同号ただし書イに該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 10 月 6 日	諮問
10 月 8 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 30 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 5 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 7 月 21 日 (第 35 回部会)	審議
9 月 21 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 27 日 (第 37 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
鈴木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)